

変 更 公 告

公告第210-1号

令和8年3月3日

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉
(公印省略)

公告第210号(令和8年2月27日)「(7)本宮山中継所監視装置設置 ほか1件」の一般競争入札について仕様書を添付のとおり変更する。

(7) 本 宮 山 中 継 所 監 視 装 置 設 置

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

基通派遣隊長

役務名称	(7)本宮山中継所監視装置設置				
図面名称	仕様書 (表紙)				
業務隊長	管理科長	営繕班長	工企係長		施設管理
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊					図面番号 1 / 5

仕 様 書

調達要求番号	5RRA1AZO188	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
役務件名	(7)本宮山中継所監視装置設置	作成年月日	令和8年2月25日

- 1 設置場所
愛知県豊川市穂ノ原1-1 豊川駐屯地
愛知県新城市川田字本宮5-60 本宮山中継所
- 2 設置概要
本設置は、本宮山中継所の監視カメラの映像を豊川駐屯地指定地域で確認可能なように監視装置を設置するものである。
- 3 納期
契約締結日の翌日～令和8年3月31日

4 設置内容

機器名	設置概要	数量
監視カメラ等設置	中継所に屋外カメラ（全天候型）を設置し、定められた帯域で圧縮をかけ指定した伝送路をもって豊川駐屯地内の指定した場所で監視画像を確認可能なようにする。 また、監視画像は遠隔操作が可能にすること。	一式

5 一般事項

- (1) 本設置は、本特記仕様書及び関係法令等を遵守して実施することとし、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議したうえ指示に従うこと。
- (2) 設置は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行ない、作業中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、設置場所以外の立ち入りを禁止する。
また、作業の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
- (4) 作業時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日・祝日に作業を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (5) 受注者は、設置に際し、監督官と協議のうえ実施すること。
- (6) 設置に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については、受注者の責任において迅速に処理すること。
- (7) 受注者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影等を実施すること。項目は、作業前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかに整理のうえ提出すること。
- (8) 受注者の指示に官側が従い実施した作業の際に破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (9) 本設置は、図面により現地での取り合いを優先する。
- (10) 現場の納まりや取り合わせ等により、材料の変更を行う場合は、監督官の指示を受けて材料承認により行う。また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合においては、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
- (11) 設置に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (12) 設置中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (13) その他不明な事項等はその都度、監督官と協議する。

役務名称	(7)本宮山中継所監視装置設置		
図面名称	仕様書(1)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2	5

6 特記事項

(1) 材料

ア 共通事項

本設置で使用する材料はすべて新品とし、図面及び以下のとおりとする。
ただし、事前に監督官に届け出て承認を得たものについては、同等品以上のものを使用することができる。その他記載なき事項については、JIS規格並びに各種協会規格に準ずること。

イ 規格

(ア) ケーブル類

野外用LANケーブル 152-HY-028JJ (100m 3本)

(イ) 映像機器類

- a 4k対応光学40倍 PTZカメラHTC-TR400X40RTZ 2台
- b Vi22401U PoE++インジェクタ 2台
- c 映像表示録画装置 HNR-WG004 2台
- d 4chNVR HNR-WG004専用HDD(4TB) 2台
- e 産業用连接器 8ポートタイプ 1台
- f 仮想保護データ転送器 hEX 2台
- g 映像表示器 OXM-22 2台

(2) 設置全般

設置について、通信器材への接続は官側で実施し、各点検においては受注者で行い、一部を官側が行う。

(3) 本設置は受注者と官側が協力して行うものとし、既設の物で使用可能な物は交換を実施しないものとする。

(4) 本設置の完成は、豊川駐屯地内指定場所で本官山中継所の映像確認及び遠隔操作が可能な状態とする。

(5) 細部実施事項

ア カメラ等屋外設置

- (ア) 使用する配線は既設を使用し、交換が必要な部分は受注者が準備する。
- (イ) カメラ取付台は、既設の物を一部加工し使用する。
- (ウ) カメラは、監視方向の変更、ズーム、夜間暗視できること。
- (エ) 設置後の設定については、受注者で行うこと。
- (オ) 設置に必要な材料については、受注者において準備すること。
- (カ) 設定後の機能点検は、受注者で行うこと。

イ 本官山中継所屋内設備設置

- (ア) 映像表示録画装置、映像表示器及び各種ネットワーク機器類の設置及び設定等については官側と受注者が協力し完了させる。
- (イ) 映像監視機能に動態検知機能があること。
- (ウ) 設置に必要な材料については、受注者において準備すること。
- (エ) 設定後の機能点検は、受注者で行うこと。
- (オ) 伝送路の輻輳を防止するため、伝送容量は可能な限り努めて小さくし、その際の基準は、1.1Mbps以下(基準)とする。

ウ 豊川駐屯地内指定場所設備設置

- (ア) 映像表示録画装置、映像表示器及び各種ネットワーク機器類の設置及び設定等については官側と受注者が協力し完了させる。
- (イ) カメラの映像を豊川駐屯地内指定場所において、確認、遠隔操作、夜間監視が可能な設定を受注者で行うこと。
- (ウ) 豊川駐屯地内指定場所における監視要領は、1個映像表示器に2個映像を監視できる状態であること。
- (エ) 設置に必要な材料については、受注者において準備すること。
- (オ) 設定後の機能点検は、官側が行い必要な支援を受注者が行う。

エ その他

- (ア) 設置に先立ち、事前に配線等を官側で行う必要がある場合は、必要な材料等を監督官と協議の上、官側へ送付し、事前作業を行うものとする。
- (イ) 総合機能試験は、受注者により行うこと。この際、伝送路の確保が官側で困難な場合、LLC-4000を使用して、総合機能試験完了とする。
- (ウ) 完成検査後に、設置した機材の取扱操作要領教育を行うこと。

(6) 設置の立会及び試験

- ア 中継所の作業開始から試験終了まで監督官又は基通隊員が立会う。
- イ 豊川駐屯地内の作業については、試験完了まで監督官が立会う。
- ウ 総合機能試験については、中継所内の監視状況、カメラの動作及び中継所と豊川駐屯地指定場所での表示器への出力状況と遠隔操作を確認する。
- エ 試験結果について試験結果成績書を監督官に提出すること。

7 提出書類

- (1) 作業工程表 2 部
- (2) 現場代理人通知書(略歴書含む) 1 部
- (3) 材料承認願 1 部
- (4) 材料等搬入報告書 1 部
- (5) 工事日誌 1 部
- (6) 工事写真 1 部
- (7) 試験結果成績書 1 部
- (8) その他指示された書類 1 部

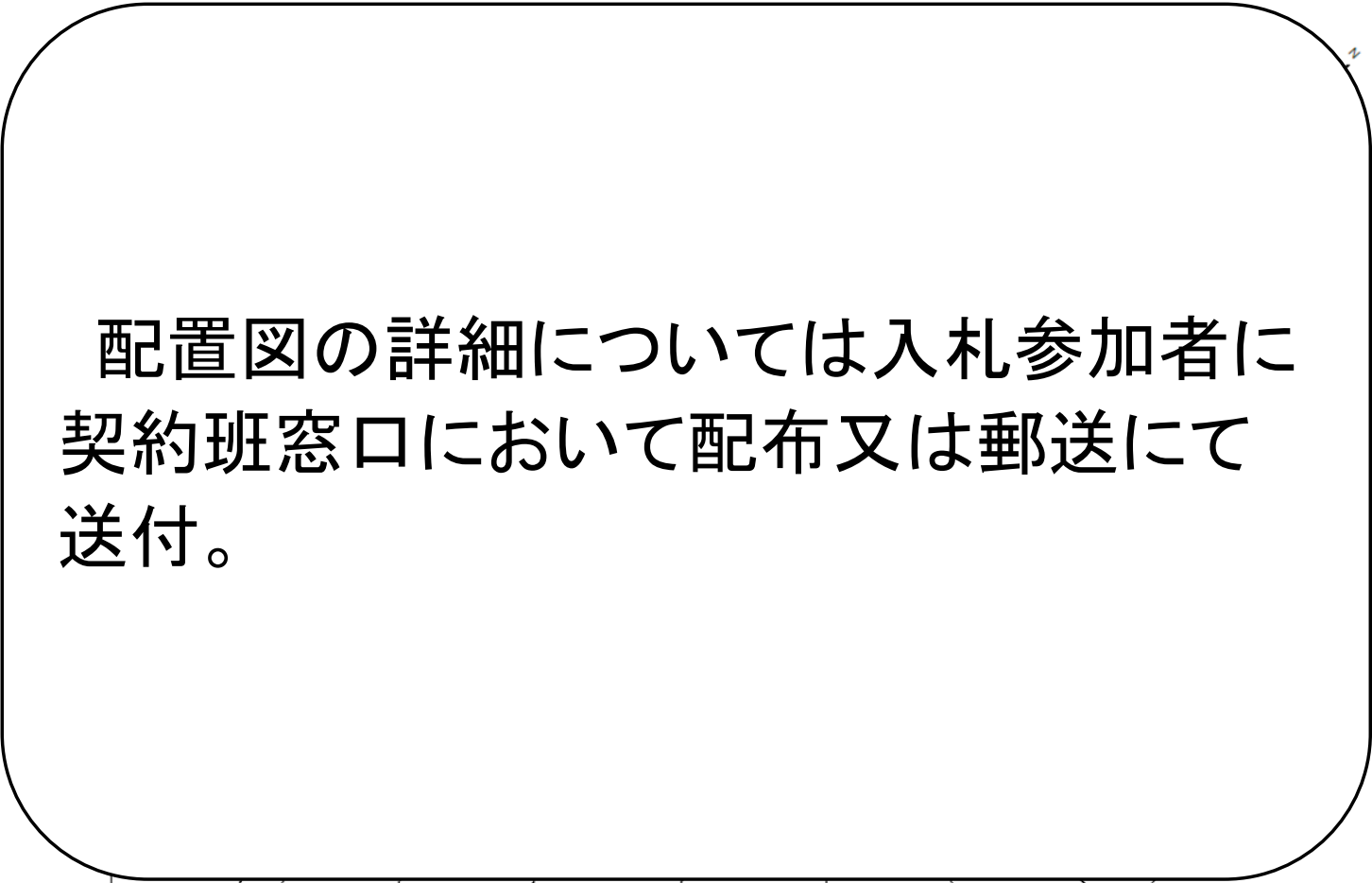
8 完了検査

作業終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査及びA4ファイル1冊にまとめた提出書類の確認をもって検査合格とする。
なお、手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって作業完了とする。

役務名称	(7)本官山中継所監視装置設置		
図面名称	仕様書(1)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3	5

カメラ配置図（本宮山中継所）

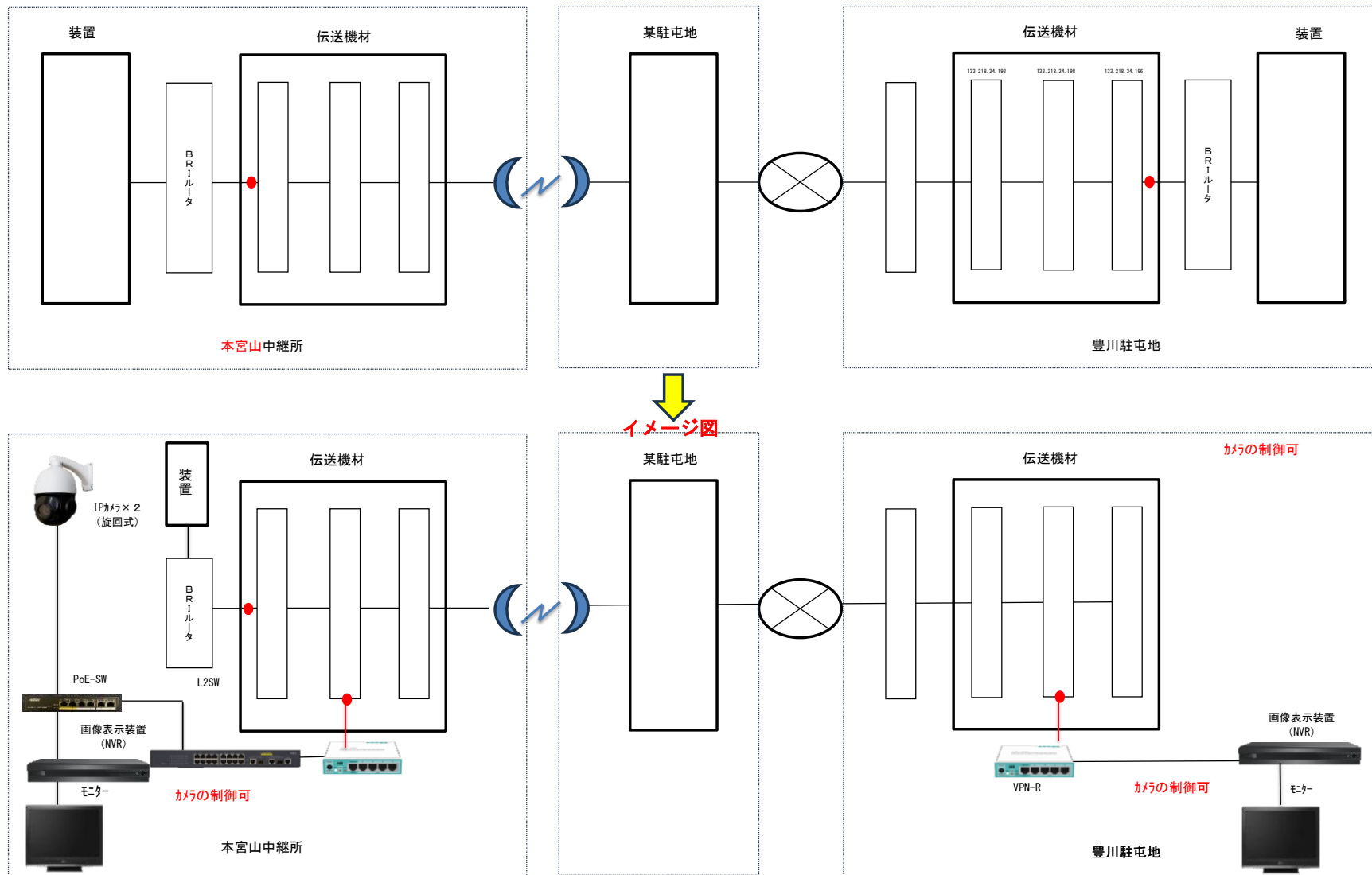
駐(分)屯 地名	本宮無人中継所	図面	中継所配置図	建物番号	縮尺	年月日	図面番号	1
					1:200	2014.4.1	及び番号	



中継所内に2ヶ所設置予定

役務名称	(7)本宮山中継所監視装置設置		
図面名称	カメラ配置予定(案)(本宮山中継所)		
	陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	4/5

回線構成イメージ図



役務名称	(7)本宮山中継所監視装置設置
図面名称	回線構成イメージ図
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 5 / 5

(7) 宮 路 山 中 継 所 監 視 装 置 設 置

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

基通派遣隊長

役務名称	(7)宮路山中継所監視装置設置				
図面名称	仕様書 (表紙)				
業務隊長	管理科長	営繕班長	工企係長		施設管理
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊					図面番号 1 / 5

仕 様 書

調達要求番号	5RRA1AZ0189	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
役務件名	(7)宮路山中継所監視装置設置	作成年月日	令和8年2月25日

1 設置場所

愛知県豊川市穂ノ原1-1 豊川駐屯地
愛知県豊川市長沢町東霧山28-67 宮路山中継所

2 設置概要

本設置は、宮路山中継所の監視カメラの映像を豊川駐屯地指定地域で確認可能なように監視装置を設置するものである。

3 納期

契約締結日の翌日～令和8年3月31日

4 設置内容

機器名	設置概要	数量
監視カメラ等設置	中継所に屋外カメラ(全天候型)を設置し、定められた帯域で圧縮をかけ指定した伝送路をもって豊川駐屯地内の指定した場所で監視画像を確認可能なようにする。 また、監視画像は遠隔操作が可能にすること。	一式

5 一般事項

- (1) 本設置は、本特記仕様書及び関係法令等を遵守して実施することとし、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議したうえ指示に従うこと。
- (2) 設置は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行ない、作業中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、設置場所以外の立ち入りを禁止する。
また、作業の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
- (4) 作業時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日・祝日に作業を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (5) 受注者は、設置に際し、監督官と協議のうえ実施すること。
- (6) 設置に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については、受注者の責任において迅速に処理すること。
- (7) 受注者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影等を実施すること。項目は、作業前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかに整理のうえ提出すること。
- (8) 受注者の指示に官側が従い実施した作業の際に破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (9) 本設置は、図面により現地での取り合いを優先する。
- (10) 現場の納まりや取り合わせ等により、材料の変更を行う場合は、監督官の指示を受けて材料承認により行う。また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合においては、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
- (11) 設置に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (12) 設置中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (13) その他不明な事項等はその都度、監督官と協議する。

役務名称	(7)宮路山中継所監視装置設置		
図面名称	仕様書(1)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2	5

6 特記事項

(1) 材料

ア 共通事項

本設置で使用する材料はすべて新品とし、図面及び以下のとおりとする。
ただし、事前に監督官に届け出て承認を得たものについては、同等品以上のものを使用することができる。その他記載なき事項については、JIS規格並びに各種協会規格に準ずること。

イ 規格

(ア) ケーブル類

野外用LANケーブル 152-HY-028JJ (100m 3本)

(イ) 映像機器類

- a 4k対応光学40倍 PTZカメラHTC-TR400X40RTZ 2台
- b Vi22401U PoE++インジェクタ 2台
- c 映像表示録画装置 HNR-WG004 2台
- d 4chNVR HNR-WG004専用HDD(4TB) 2台
- e 産業用连接器 8ポートタイプ 1台
- f 仮想保護データ転送器 hEX 2台
- g 映像表示器 OXM-22 2台

(2) 設置全般

設置について、通信器材への接続は官側で実施し、各点検においては受注者で行い、一部を官側が行う。

(3) 本設置は受注者と官側が協力して行うものとし、既設の物で使用可能な物は交換を実施しないものとする。

(4) 本設置の完成は、豊川駐屯地内指定場所で宮路山中継所の映像確認及び遠隔操作が可能な状態とする。

(5) 細部実施事項

ア カメラ等屋外設置

- (ア) 使用する配線は既設を使用し、交換が必要な部分は受注者が準備する。
- (イ) カメラ取付台は、既設の物を一部加工し使用する。
- (ウ) カメラは、監視方向の変更、ズーム、夜間暗視できること。
- (エ) 設置後の設定については、受注者で行うこと。
- (オ) 設置に必要な材料については、受注者において準備すること。
- (カ) 設定後の機能点検は、受注者で行うこと。

イ 宮路山中継所屋内設備設置

- (ア) 映像表示録画装置、映像表示器及び各種ネットワーク機器類の設置及び設定等については官側と受注者が協力し完了させる。
- (イ) 映像監視機能に動態検知機能があること。
- (ウ) 設置に必要な材料については、受注者において準備すること。
- (エ) 設定後の機能点検は、受注者で行うこと。
- (オ) 伝送路の輻輳を防止するため、伝送容量は可能な限り努めて小さくし、その際の基準は、1.5Mbps以下(基準)とする。

ウ 豊川駐屯地内指定場所設備設置

- (ア) 映像表示録画装置、映像表示器及び各種ネットワーク機器類の設置及び設定等については官側と受注者が協力し完了させる。
- (イ) カメラの映像を豊川駐屯地内指定場所において、確認、遠隔操作、夜間監視が可能な設定を受注者で行うこと。
- (ウ) 豊川駐屯地内指定場所における監視要領は、1個映像表示器に2個映像を監視できる状態であること。
- (エ) 設置に必要な材料については、受注者において準備すること。
- (オ) 設定後の機能点検は、官側が行い必要な支援を受注者が行う。

エ その他

- (ア) 設置に先立ち、事前に配線等を官側で行う必要がある場合は、必要な材料等を監督官と協議の上、官側へ送付し、事前作業を行うものとする。
- (イ) 総合機能試験は、受注者により行うこと。この際、伝送路の確保が官側で困難な場合、LLC-4000を使用して、総合機能試験完了とする。
- (ウ) 完成検査後に、設置した機材の取扱操作要領教育を行うこと。

(6) 設置の立会及び試験

- ア 中継所の作業開始から試験終了まで監督官又は基通隊員が立会う。
- イ 豊川駐屯地内の作業については、試験完了まで監督官が立会う。
- ウ 総合機能試験については、中継所内の監視状況、カメラの動作及び中継所と豊川駐屯地指定場所での表示器への出力状況と遠隔操作を確認する。
- エ 試験結果について試験結果成績書を監督官に提出すること。

7 提出書類

- (1) 作業工程表 2部
- (2) 現場代理人通知書(略歴書含む) 1部
- (3) 材料承認願 1部
- (4) 材料等搬入報告書 1部
- (5) 工事日誌 1部
- (6) 工事写真 1部
- (7) 試験結果成績書 1部
- (8) その他指示された書類 1部

8 完了検査

作業終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査及びA4ファイル1冊にまとめた提出書類の確認をもって検査合格とする。
なお、手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって作業完了とする。

役務名称	(7)宮路山中継所監視装置設置		
図面名称	仕様書(1)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3	5

カメラ配置図（宮路山中継所）

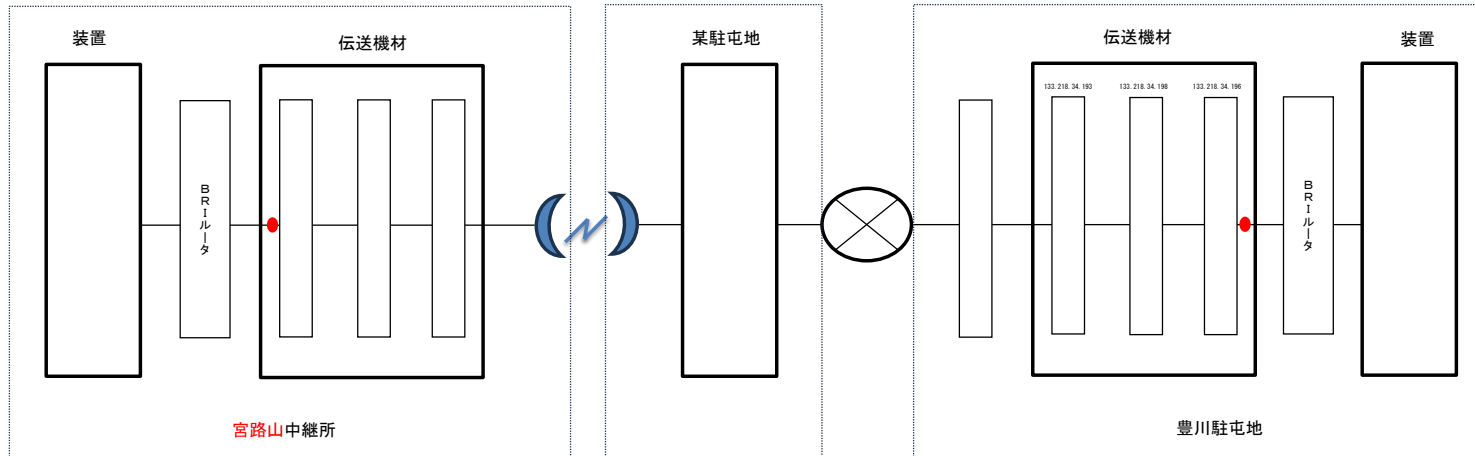
駐(分)屯地	宮路中継所	図面	中継所配置図	建物番号	縮尺	年月日	図面番号 及び番号	1
					1:300	2014.4.1		

配置図の詳細については入札参加者に
契約班窓口において配布又は郵送にて
送付。

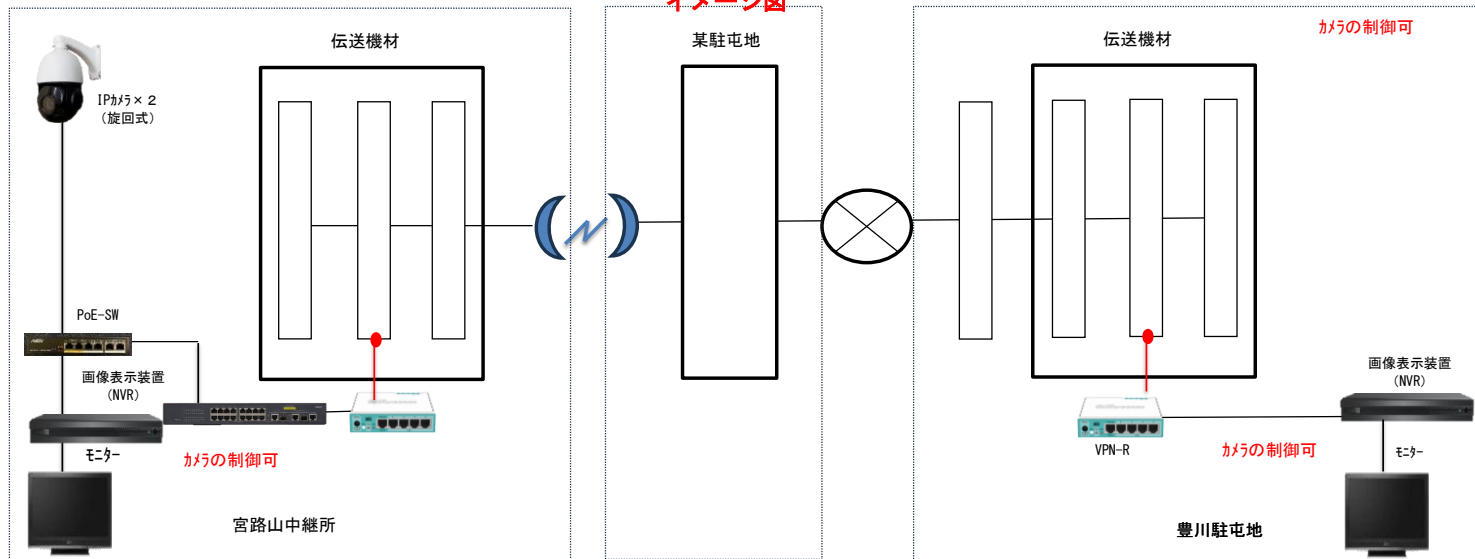
中継所内に2ヶ所設置予定

役務名称	(7)宮路山中継所監視装置設置		
図面名称	カメラ配置図(案)(宮路山中継所)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	4 / 5	

回線構成イメージ図



↓
イメージ図



役務名称	(7)宮路山中継所監視装置設置
図面名称	回線構成イメージ図
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 5 / 5